

平瀬浄水場運転管理等業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和5年7月

甲府市上下水道局

平瀬浄水場運転管理等業務委託公募型プロポーザル実施要領

第1 趣旨

この要領は、平瀬浄水場運転管理等業務委託（以下「本業務」という。）を行うにあたり、専門知識・技術・経験を有する民間事業者（以下「事業者」という。）の中から、本業務に対する意欲、資質及び技術能力等が優れた事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により募集及び選考するために、必要な事項を定めるものです。

第2 業務の概要

1 業務名称

平瀬浄水場運転管理等業務委託

2 業務内容

委託業務の内容は、次の各号に掲げる業務とします。なお、詳細については、平瀬浄水場運転管理等業務委託要求水準書等に記述する内容とします。

- (1) 平瀬浄水場、昭和浄水場及び浄水場内外の取水井・ポンプ場・配水池（以下「浄水場等」という。）の運転管理業務
- (2) 浄水場等の保全管理業務
- (3) 浄水場等のその他技術業務
- (4) 浄水場等の修繕業務
- (5) 水道用薬品の調達及び管理業務
- (6) 自家用電気工作物の保安管理業務

3 履行場所

甲府市平瀬町437番地3 平瀬浄水場ほか

4 履行期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

5 準備期間

委託業務開始前の2箇月程度は、事務引継及び業務習熟期間とし、当該期間に係る費用は受託事業者の負担とします。

6 委託料総額の上限額

総額 972,750,000円（消費税及び地方消費税は除く）

この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すものです。

第3 参加形態及び参加資格

1 参加形態

参加しようとする事業者の形態は、単体事業者又は共同企業体とします。共同企業体の場合は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者とします。

- (1) 共同企業体の構成員の数は、2者とします。
- (2) 共同企業体の代表構成員の出資比率は50%を超えるものとし、他の構成員の出資比率の最小限度は30%とします。
- (3) 共同企業体は、各構成員が対等の立場で一体となって委託業務を履行するものとします。
- (4) 共同企業体の構成員は、単体事業者としての参加と共同企業体の構成員としての参加を兼ねることはできません。また、他の共同企業体の構成員として参加することもできません。

2 参加資格

単体事業者又は、共同企業体の代表構成員としてプロポーザルに参加する者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者とします。また、共同企業体の構成員は第1号から第6号までを満たす者とします。

- (1) 甲府市上下水道局における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 自己又は、自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に該当する者でないこと。
- (4) 本件に係る公告日から優先交渉権者決定までの間に、「甲府市上下水道局物品供給（入札等）制度要綱」、「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止処分を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 直近2年間の国税及び地方税に滞納がないこと。
- (7) 日本国内において水源を地表水とする施設能力100,000m³/日以上凝集沈澱、急速ろ過方式による浄水処理施設（水道事業又は水道用水供給事業に係るもの。）の運転管理業務を、元請として3年以上継続して履行した実績を有する者であること。なお、共同企業体による実績の場合は、代表構成員である時のものに限る。
- (8) 平瀬浄水場運転管理等業務委託要求水準書に示す有資格者を配置できる者

であること。

第4 参加申込及び参加資格の確認等

1 参加申込書の提出

参加申込を希望する単体事業者及び共同企業体は、【別紙1】プロポーザル実施日程表（以下「日程表」という。）に定める提出期間内に「平瀬浄水場運転管理等業務委託プロポーザル参加申込書」（以下「参加申込書」という。第1号様式）に参加資格の確認に必要な書類を添付（以下「添付書類」という。）して、第21の提出場所に持参又は郵送してください。なお、郵送する場合は、事前に第21の担当者まで連絡してください。

2 添付書類

(1) 会社概要関係書類

資本金、所在地、業務内容、従業員数、社歴等が確認できるもの

(2) 財務状況書類

直近3年間の各会計年度における決算関係書類（貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書）

(3) 労働条件関係書類

労働関係の各種規則や協定等の整備状況が確認できるもの

ア 就業規則

イ 労働基準法第36条の時間外及び休日労働に関する協定書

(4) 賠償保険加入状況関係書類

不測の事態に対応するための賠償保険の加入状況について確認できるもの

ア 賠償保険証の写し等

(5) 直近2年間の国税（消費税等）及び地方税（市民税等）に滞納がないことの証明書（発行日より3箇月以内）

(6) 業務受託実績表

日本国内において水源を地表水とする施設能力100,000m³/日以上
の凝集沈澱、急速ろ過方式による浄水処理施設（水道事業又は水道用水供給
事業に係るもの。）の運転管理業務を、元請として3年以上継続して履行した
受託実績（第2-1号様式）

(7) 業務受託実績を証する契約書の写し又は実績を証明できる書類

(8) 必要資格関係書類

業務の履行に必要な資格を保有していることが確認できるもの

ア 「総括責任者の経歴等」（第2-2号様式）

イ 「副総括責任者の経歴等」（第2-3号様式）

ウ 「電気主任技術者の経歴等」（第2-4号様式）

エ 「有資格者名簿」(第2-5号様式)

(9) 共同企業体の場合は、「委託業務共同企業体協定書」(以下「協定書」という。第2-6号様式)1部を参加申込書とともに提出してください。なお、共同企業体の成立日は、原則として参加申込書の提出日とし、協定書各ページの上段に捨て印を押印のうえ袋とじで作成してください。

(10) 暴力団等と無関係であることの誓約書

3 参加資格の確認

参加申込書から事業者の参加資格の有無を確認します。

参加資格を有すると認められた場合は、「平瀬浄水場運転管理等業務委託プロポーザル参加資格確認結果通知書」(第3号様式)により、プロポーザルの参加を認める旨を通知します。

参加資格を有しないと認められる場合は、「平瀬浄水場運転管理等業務委託プロポーザル参加資格確認結果通知書」(第4号様式)により、プロポーザルの参加を認めない旨を通知します。

第5 資料の配付

参加資格を有すると認められた事業者(以下「参加事業者」という。)を対象に、企画提案書、提案見積書及び積算内訳がわかる書類(以下「企画提案書等」という。)の作成に必要な資料を第21の平瀬浄水場にて配付します。事前に担当者まで連絡し、来場してください。

第6 資料の閲覧及び現場の説明

1 資料の閲覧及び現場の説明の実施

参加事業者を対象に、資料の閲覧及び現場の説明(以下「資料閲覧等」という。)を実施します。

なお、希望する資料以外の閲覧、及び指定した日時以外の資料閲覧等は認めないものとし、現場説明の参加は必須とします。

2 申込方法

参加事業者は、「平瀬浄水場運転管理等業務委託資料閲覧等参加届出書」(第5号様式)に閲覧を希望する資料等について明記し、提出場所に持参又は電子メールで提出してください。電子メールにて提出する場合は、件名に【(参加事業者名)「資料閲覧等参加届出書」】と明記し、担当者まで送付してください。

3 参加人数

資料閲覧等の参加人数は、1事業者につき3名までとします。

4 その他

(1) 資料の持ち出し及び撮影等は認めません。

- (2) 資料閲覧等において知り得た情報は、他に漏らすことやプロポーザルに係る検討以外の目的で使用することを禁止します。
- (3) 実施日や集合場所等の詳細は、後日、事務局より連絡します。

第7 質問の受付等

1 提出方法

参加事業者を対象として、企画提案書等の作成に必要な内容に限り「平瀬浄水場運転管理等業務委託質問書」（第6号様式）により質問を受付けますので、提出場所に持参又は電子メールで提出してください。電子メールにて提出する場合は、件名に【(参加事業者名)「質問書」】と明記し、担当者まで送付してください。

なお、電話または口頭による対応は行いません。

2 回答方法

甲府市上下水道局のホームページへ掲載します。

ホームページアドレス：<https://www.water.kofu.yamanashi.jp>

第8 企画提案書等の提出

参加事業者は、平瀬浄水場運転管理等業務委託に係る企画提案書等を作成のうえ、提出場所に持参又は郵送してください。郵送する場合は、事前に担当者まで連絡してください。

1 提出部数

- (1) 企画提案書：正本1部、副本10部
- (2) 提案見積書及び積算内訳書（任意書式）：1部

第9 企画提案書の記載内容

企画提案書は、次の章立てに沿って作成してください。

1 水道事業に対する認識

- (1) 水道事業に対する考え方
- (2) 当市の水運用における留意点

2 実施体制

- (1) 会社概要及び財務状況
- (2) 受託実績
- (3) 業務体制
- (4) 責任者の配置
- (5) 有資格者の確保

3 業務遂行の基本方針

- (1) 業務における品質管理

- (2) 従事者の技術レベル向上の取組み
- 4 危機管理
 - (1) 危機管理体制
 - (2) 緊急時の水道用薬品の調達、物的・人的支援
 - (3) 緊急時の初期対応から復旧完了までの業務継続に係る方針、対策
- 5 リスク管理
 - (1) リスク管理体制
- 6 運転管理業務
 - (1) 業務の方針、体制、留意点
 - (2) 中央監視業務から得た監視結果に対する評価と対策
- 7 保全管理業務
 - (1) 業務の方針、体制、留意点
 - (2) 点検業務における予防保全の考え方
 - (3) 自家用電気工作物の保安管理と保安教育に関する考え方
 - (4) 機器等の故障・異常時の対応
- 8 水質管理
 - (1) 業務の方針、体制、留意点
 - (2) 水質検査の精度の確保
 - (3) 薬品の適正注入率の考え方
 - (4) 水質異常時（異臭、油検知、毒物検知）の対応
- 9 環境対策及び地域貢献に関する取組み
 - (1) 電力量削減などの省エネルギー対策、低コスト化
 - (2) 地域貢献
- 10 その他
 - (1) 委託者職員との技術的な連携について
 - (2) 本業務に関する上記以外の業務改善、技術提案

第10 企画提案書等の作成

1 企画提案書

- (1) 企画提案書の正本の表紙には、「平瀬浄水場運転管理等業務委託企画提案書【正本】」（第7号様式）を使用し、また、副本の表紙には、「平瀬浄水場運転管理等業務委託企画提案書【副本】」（第8号様式）を使用し、最初のページには目次を付け、各ページに番号を付し、提出部数ごとに綴ったものを提出してください。
- (2) 正本には、参加事業者名、参加事業者の住所、担当者の連絡先等（以下「参加事業者名等」という。）を記載してください。

副本には提出日、通し番号を必ず記載し、参加事業者名等は記載しないでください。

(3) 企画提案書は、日本語を使用するものとし、日本工業規格（以下「規格」という。）A4版縦置き、横書き、左綴り、袋とじにて作成してください。

なお、資料等で規格A3版を使用する場合は折綴りとしてください。

(4) 企画提案書は、資料等を含め規格A4版両面印刷で30枚程度までとします。

(5) 企画提案書の内容に参加事業者名及び提案見積書の金額は、記載しないでください。

2 提案見積書

(1) 提案見積書の表紙には、「平瀬浄水場運転管理等業務委託提案見積書」（第9号様式）を使用し、作成してください。

(2) 提案見積書には、積算内訳書を必ず添付してください。

(3) 提案見積書は、企画提案書とは別にして厳重に封緘し、封筒の表書きに会社名を明記して提出してください。

(4) 提案見積額は、第2に示す委託料総額の上限額を超えないようにしてください。

3 その他

(1) 電子媒体での提出は認めません。

第11 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を提出した参加事業者には、プレゼンテーションを行っていただきます。

1 開催日時及び場所

プレゼンテーションの開催日時及び場所については、「プレゼンテーション及びヒアリング実施通知書」（第10号様式）により別途通知いたします。

2 提案時間

プレゼンテーションは全体で50分間とし、提案時間は30分以内とします。また、プレゼンテーション終了後に、審査委員によるヒアリングを20分程度行います。なお、ヒアリングの回答は簡潔明瞭をお願いいたします。

3 提案方法

(1) プレゼンテーションは、企画提案書の内容に沿って提案してください。

(2) プレゼンテーションは、プレゼンテーションソフト及びプロジェクターを使用して行ってください。使用する機器等は、事務局が用意するスクリーン、マイク、電源類以外は参加事業者において用意してください。

(3) 使用する機器及び提案内容は、事業者が特定できないよう留意してください。

(4) 提案時間終了の10分前と終了時間に合図をします。提案の途中であっても30分経過した時点で提案は終了していただきます。

4 資料等追加の禁止

プレゼンテーションの場において、企画提案書等の提出時に添付していない資料等を新たに追加すること又は別途配布することは認めません。

5 参加人数

(1) プレゼンテーションへの参加人数は、企画提案書等の内容を熟知している4名までとし、説明者（プレゼンター）は総括責任者として配置する予定者となります。

(2) 「プレゼンテーション及びヒアリング実施通知書」（第10号様式）を受け取った参加事業者は、直ちに「プレゼンテーション及びヒアリング出席者届出書」（第11号様式）を提出場所に持参又は郵送してください。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施日に、出席者が変更になった場合は、プレゼンテーションの開始前までに「プレゼンテーション及びヒアリング出席者届出書」を必ず担当者に届け出てください。

出席者届出書に届け出のない者のプレゼンテーション及びヒアリングへの出席は認めません。

6 議事録

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの説明事項及び質疑応答の内容についての議事録を作成してください。なお、議事録は契約書の一部になりますので留意してください。

(2) 議事録は、プレゼンテーション及びヒアリングを実施した日の翌々日までに提出してください。

(3) 議事録の提出方法は、電子メールでの提出といたします。電子メールの件名に【(参加事業者名)「議事録」】と明記し、担当者まで送付してください。

第12 優先交渉権者等の選考方法

1 審査委員会

平瀬浄水場運転管理等業務委託に係る優先交渉権者及び次点交渉権者（以下「優先交渉権者等」という。）の選考は、甲府市上下水道局に設置した、「平瀬浄水場運転管理等業務委託事業者選考審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行います。

2 優先交渉権者等の選考

優先交渉権者等については、【別紙2】「平瀬浄水場運転管理等業務委託事業者選考基準」（以下「選考基準」という。）に基づき、審査委員会において参加事業者から提出された企画提案書等及びプレゼンテーションにより、業務に対する理

解度、意欲、的確性、業務履行手順及び責任者等配置の妥当性、企画提案内容の根拠、解析力、表現力、創造性、説明能力等を基準にして評価及び採点を行い、審査の結果、評価総合点が最も高い参加事業者を優先交渉権者とし、評価総合点が次に高い参加事業者を次点交渉権者として選考します。なお、評価総合点の最高得点者が2者以上あった場合は、能力点が上位の者を優先交渉権者とし、能力点が次点の者を次点交渉権者とします。

3 評価総合点

評価総合点は、能力点と価格点の合計とします。能力点については、評価項目ごとに審査委員会の委員の点数を合計し、その平均点を採用します。価格点については、参加事業者から提出された提案見積額をもとに、選考基準に定める方法にて算出します。なお、小数点以下の端数があるときは、能力点及び価格点共に小数点第3位を四捨五入するものとします。

4 その他

優先交渉権者等となるべき者の提案価格が、契約内容に適合した履行がなされない恐れがあると思われる場合は、当該優先交渉権者等とヒアリングを行います。ヒアリングの結果、契約内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる場合は、当該優先交渉権者等を除き、評価総合点の高い者を優先交渉権者等とすることがあります。

第13 選考結果

1 選考結果の通知

(1) 優先交渉権者に選考された参加事業者には、「平瀬浄水場運転管理等業務委託優先交渉権者決定通知書」(第12号様式)により、決定された旨を通知します。

次点交渉権者に選考された参加事業者には、「平瀬浄水場運転管理等業務委託次点交渉権者決定通知書」(第13号様式)により、決定された旨を通知します。また、選考結果は、甲府市上下水道局ホームページへ掲載します。

(2) 優先交渉権者等に選考されなかった参加事業者には、「平瀬浄水場運転管理等業務委託選考結果通知書(以下「結果通知書」という。第14号様式)を送付します。

2 説明請求

(1) 優先交渉権者等に選考されなかった参加事業者は、結果通知書の発送日から14日以内に限り、書面(様式は問いません。)にて選考結果の説明を求めることができます。なお、提出方法は、提出場所に持参又は郵送とします。

(2) 選考結果の説明は、当該参加事業者の評価総合点及び順位に限り書面にて回答します。審査内容及び他の参加事業者に関する説明等はいりません。

第14 優先交渉権者との協議

優先交渉権者は、契約金額を含む契約条件等について甲府市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）と協議を行います。協議の結果、甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）に基づき業務委託契約を締結し、受託者となります。なお、協議が整わない場合には、次点交渉権者と協議を行います。

第15 提出書類に瑕疵があった場合

参加事業者から提出された書類に瑕疵があることが判明した場合は、その内容を審査委員会にて審査し、その取り扱いについて決定します。

なお、審査委員会において当該参加事業者に、瑕疵の内容についてヒアリングを行う場合もあります。その瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なうと認められるときは、既に決定した事項を取り消す場合があります。

第16 プロポーザルの途中辞退

参加事業者は、「平瀬浄水場運転管理等業務委託プロポーザル参加辞退届」（第15号様式）を提出することで、プロポーザルを辞退することができます。

辞退届の提出方法は、提出場所に持参又は郵送とします。

第17 関係法令等の遵守

参加事業者は、参加申込書を提出したことにより、本件に係る関係法令等を遵守することを誓約したものとみなします。

なお、本件に係る関係法令等に違反したことが発覚した場合、第15の瑕疵があった場合に準じて取り扱うものとします。

第18 守秘義務

参加事業者は、プロポーザルにて知り得た情報等について他に漏らしてはならないものとします。

第19 提出期間等

1 実施日程

(1) プロポーザルに関する実施日程は、【別紙1】のとおりとします。なお、プロポーザルの実施日程に変更が生じた場合は、甲府市上下水道局ホームページへ随時掲載します。

(2) 日程表に示す各内容の提出期間以外の提出は認めません。なお、提出期間内に企画提案書等の提出がない場合及び現場説明に参加しなかった場合は、プロ

ポータルへの参加を辞退したものとみなします。

第20 その他

- 1 管理者が必要と認めた場合、プロポーザルを中止、延期または取消しすることがあります。この場合、参加に係る全ての経費については、管理者へ請求できないものとしします。
- 2 プロポーザルに係るすべての費用は、参加する事業者の負担とします。
- 3 審査結果等についての不服及び異議申し立ては受付しません。
- 4 プロポーザルにおいて、参加事業者から提出された書類等は、優先交渉権者等の選考以外の目的で使用しません。なお、提出された書類等は返却しません。
- 5 申込書等を郵送にて提出する場合は、配達記録が残る方法としてください。また、電子メールにて提出する場合、通信事故等の発生について、甲府市上下水道局はいかなる責任も負いません。電子メールの到達確認は、参加事業者の責任において行ってください。
- 6 申込書等の様式は、単体事業者用と共同企業体用がありますので、各々の様式にて作成してください。

第21 提出場所及び問い合わせ先（事務局）

甲府市上下水道局工務部水道管理室浄水課

〒400-0083 甲府市平瀬町437番地3 平瀬浄水場

電話番号：055-251-8111（直通）

FAX番号：055-251-8127

電子メール：jougejosuik@city.kofu.lg.jp

担当者：内藤、石原

プロポーザル実施日程表

No.	内 容	実 施 日 程
1	プロポーザル実施の公告	令和 5 年 7 月 3 日 (月)
2	参加申込書の提出期間 (添付書類を含む)	令和 5 年 7 月 1 8 日 (火) まで
3	参加資格審査結果通知の発送	令和 5 年 7 月 2 5 日 (火)
4	資料の配付期間	令和 5 年 7 月 3 1 日 (月) から 令和 5 年 8 月 4 日 (金) まで
5	閲覧希望資料及び現場説明参加届出書の提出期間	令和 5 年 8 月 1 4 日 (月) から 令和 5 年 8 月 1 8 日 (金) まで
6	資料の閲覧及び現場の説明期間	令和 5 年 8 月 2 1 日 (月) から 令和 5 年 8 月 2 5 日 (金) まで (別途通知)
7	質問書提出期間 ※指定する期間内に必着のこと	令和 5 年 8 月 2 8 日 (月) から 令和 5 年 9 月 1 日 (金) まで
8	質問と回答の公表 ※甲府市上下水道局ホームページに掲載	令和 5 年 9 月 8 日 (金)
9	企画提案書、提案見積書等の提出期間 ※期間内に必着のこと	令和 5 年 9 月 1 9 日 (火) から 令和 5 年 9 月 2 6 日 (火) まで
10	プレゼンテーション及びヒアリング	令和 5 年 1 0 月下旬 (別途通知)
11	優先交渉権者の決定	令和 5 年 1 0 月下旬
12	優先交渉権者選考結果通知書等の発送	令和 5 年 1 0 月下旬 (別途通知)
13	契約内容に関する詳細打ち合わせ	令和 5 年 1 1 月上旬から (随時)
14	事前準備期間 (事務引継、業務習熟等)	契約締結日から 令和 6 年 3 月 3 1 日 (日) まで
15	業務開始	令和 6 年 4 月 1 日 (月)

《 注 意 点 》

- (1) 提出期間内に提出場所へ必着とします。
- (2) 提出期間における受付時間は、平日の午前 9 時から午後 5 時とします。
- (3) 書類等の提出方法は各項目所定の方法で行ってください。

平瀬浄水場運転管理等業務委託事業者選考基準

この基準は、公募型プロポーザル方式により平瀬浄水場運転管理等業務委託の優先交渉権者を選考するため、参加事業者から提出された企画提案書等の内容を、客観的に評価するための基準として示すものです。

1 評価方法について

企画提案書及びプレゼンテーションの評価は、評価基準表に記載された評価項目、配点により評価を行います。

(1) 能力評価

AからEまでの5段階評価とし、【表1】のとおり段階別に設定した係数を該当する項目の配点に乗じて算出します。

評価	評価内容	得点化方法
A	優秀である・高度な水準をみたしている 大きな効果が期待できる	配点×1.0
B	満足できる・一定の水準に達している 効果が期待できる	配点×0.75
C	平均的な内容である	配点×0.5
D	物足りない・内容が乏しい	配点×0.25
E	満足できない・内容が著しく乏しい	配点×0.0

【表1】

(2) 価格評価

価格評価は下記の式により算出します。

$$\left[0.5 - \frac{\text{提案見積額} - \text{平均提案見積額}}{\text{平均提案見積額}} \right] \times \text{配点}$$

なお、〔 〕の値が負になるときは「0」、1を超えるときは「1」とします。

2 評価基準表

評価項目		審査内容・評価基準	配点
1	水道事業に対する認識		4
	(1)水道事業に対する考え方	ライフラインの一つである水道事業に携わる上での、事業者の方針・考え方について	
	(2)当市の水運用における留意点	平瀬浄水場系、昭和浄水場系、中道配水系の各配水系統の水運用における留意点	
2	実施体制		15
	(1)会社概要及び財務状況	会社の規模及び財務・経営状況から、安定して業務を履行する経営基盤を有しているか	
	(2)受託実績	浄水場及び付帯する施設(場外施設)での業務実績、経験を有しているか	
	(3)業務体制	本業務における会社としての組織体制、従事者の配置などについて	
	(4)責任者の配置	本業務における責任者の配置、役割について	
	(5)有資格者の確保	予定している従事者が、本業務に必要な資格を有しているか	
3	業務遂行の基本方針		10
	(1)業務における品質管理	業務履行状況確認(セルフモニタリング)について	
	(2)従事者の技術レベル向上の取組み	機械・電気・水質などの技術に関する教育、研修について	
4	危機管理		30
	(1)危機管理体制	緊急時における情報連絡、責任者の役割、人員配置や会社としての支援体制について	
	(2)緊急時の水道用薬品の調達、物的・人的支援	緊急時における薬品の確保、調達ルート及び提供可能な資機材や具体的な従事者支援について	
	(3)緊急時の初期対応から復旧完了までの業務継続に係る方針、対策	緊急時における業務継続に係る方針や対策が、甲府市上下水道事業BCPを考慮して策定されているか	
5	リスク管理		5
	(1)リスク管理体制	リスクマネジメントに係る具体的な組織体制について 各業務におけるリスクの抽出と具体的な対策について	

6	運転管理業務		8
	(1)業務の方針、体制、留意点	平瀬浄水場での中央監視業務（中央監視システムや水質計装機器による監視）を行う上での、方針・体制・留意点について	
	(2)中央監視業務から得た監視結果に対する評価と対策	中央監視業務から得た監視結果に対し、その評価と予防保全を考慮した対策について	
7	保安全管理業務		21
	(1)業務の方針、体制、留意点	日常点検、定期点検などの点検業務における方針、体制、留意点について	
	(2)点検業務における予防保全の考え方	点検結果から、機器の故障等の発生を事前に予測し、予防する対策について	
	(3)自家用電気工作物の保安全管理と保安教育に関する考え方	電気事業法第39条電気設備技術基準適合への具体的な取組みについて 設備事故を未然に防止する取組みについて 従事者への保安教育について	
	(4)機器等の故障・異常時の対応	従事者が現場にて行う簡易な修繕の内容及び早期対応が必要な修繕について	
8	水質管理		33
	(1)業務の方針、体制、留意点	浄水場等における水質管理を行う上での、方針・体制・留意点について	
	(2)水質検査の精度の確保	水質検査の精度を確保するための、具体的な方法について	
	(3)薬品の適正注入率の考え方	平瀬浄水場で取水する荒川の水質特徴の理解と適正な薬品注入率について	
	(4)水質異常時の対応 (異臭、油検知、毒物検知)	水質異常時の対応について	
9	環境対策及び地域貢献に関する取組み		6
	(1)電力量削減などの省エネルギー対策、低コスト化	浄水処理工程や浄水場等施設の維持管理において、省エネルギー対策・低コスト化の具体的な取組みについて	
	(2)地域貢献	雇用・部品調達・外部委託などにおける地域（給水区域内）との関わりについて	

10	その他		8
	(1)委託者職員との技術的な連携について	委託者職員との技術的な連携について	
	(2)本業務に関する上記以外の業務改善・技術提案	本業務において実効性のある業務改善や技術提案について	
能力点合計			140
11	提案見積額		60
	価格評価	$\left[0.5 - \frac{\text{提案見積額} - \text{平均提案見積額}}{\text{平均提案見積額}} \right] \times 60$	
価格点合計			60
総合評価点			200